

審 議 会 等 会 議 録

発言者・会議のてん末・概要

久喜市特別職報酬等審議会委員委嘱式

1 委嘱書の交付

司会（四元課長）：

ただ今から、久喜市特別職報酬等審議会委員委嘱式を執り行いたいと存じます。

【四元人事課長が委員名を呼称後、市長から一人ずつ委嘱書を交付】

2 委員及び事務局職員の紹介

【委員 名簿順に自己紹介 事務局 自己紹介】

第1回久喜市特別職報酬等審議会

1 開会

司会（四元課長）：

続きまして、第1回久喜市特別職報酬等審議会を開会させていただきます。

本日の出席委員が10名でございますので、久喜市審議会条例第5条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席を満たしておりますので、本会議が成立していることをご報告させていただきます。

議題に先立ちまして、皆様にご了解いただきたいことがございます。

まず、会議録作成のため、審議の様子を録音させていただきますことをご了解願います。

次に、この会議は、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例第3条に基づき公開となりますことから、傍聴を希望される方がいる場合には受け入れるものといたします。

傍聴につきましては、お手元の傍聴要領のとおり取り扱いたいと存じますので、委員の皆様にはよろしく願いいたします。

現在、傍聴者は、おらないところでございます。

2 市長あいさつ

司会（四元課長）：

それでは、開会にあたりまして、ここで梅田市長からごあいさつを申し上げます。

梅田市長：

【市長あいさつ】

司会（四元課長）：

ありがとうございました。

3 会長、副会長の選出

司会（四元課長）：

続きまして、会長、副会長の選出に入らせていただきます。

選出にあたりましては、市長を議長として進めさせていただきたいと存じます。市長、よろしくお願ひします。

梅田市長：

それでは、会長、副会長を選出するまでの間、暫時、議長を務めさせていただきます。

この審議会では、久喜市特別職報酬等審議会条例第4条第1項の規定により、会長及び副会長をそれぞれ1人、委員の互選により定めることとしております。

それでは、はじめに会長の選出につきましては、どなたかの推薦あるいはご意見等がございますでしょうか。

宮内委員：

私は平成27年度、そして令和元年度、それぞれの審議会に参加させていただいておりました。その時に、中村委員さんは市の職員として、どちらにも参加していたように記憶しているのですが、この審議会の状況をよくご存知の、中村委員さんに会長をお願いしてはと思ひまして提案させていただきます。よろしくお願ひいたします。

梅田市長：

ただいま宮内委員さんから中村貴子委員さんをとのご意見ございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

梅田市長：

よろしいでしょうか。では改めまして中村委員さんお引き受けいただけますでしょうか。

中村委員：

それでは、よろしくお願ひいたします。

梅田市長

それではご本人の了解をいただきましたので、中村委員さんを会長と決定いたします。

続きまして、副会長の選出をお願いしたいと存じますが、副会長の選出につきましては、どなたか推薦あるいは意見等がありましたらお願ひします。

柏浦委員：

過去の議事録を拝見しましたが、宮内委員は、過去2回、平成27年度と令和元年度、委員として、こちらの審議会に参加されているということですので、経験豊富な、宮内委員に副会長をお願いしてはいかがでしょう。

梅田市長：

ただいま柏浦委員さんから副会長に宮内智委員さんのご意見がありました。皆様の意見はどうでしょうかよろしいですか。

（「異議なし」の声あり。）

梅田市長：

それでは宮内委員さんに副会長にということでありますけれども、改めましてお引き受けいただけますでしょうか。

宮内委員：

微力ですが、引き受けさせていただきます。

梅田市長：

どうもありがとうございます。それではご本人の了解いただきましたので、副会長には宮内委員さんということで決定をいたしました。両委員さんにおかれましてはどうぞよろしくお願いたします。会長、副会長が選出されましたので、ここで議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

4 会長、副会長あいさつ

司会（四元課長）：

それではここで、会長、副会長よりごあいさつを頂戴したいと存じます。
初めに、中村会長、お願いたします。

中村会長：

【会長あいさつ】

司会（四元課長）：

ありがとうございました。続きまして、宮内副会長、ごあいさつをお願いたします。

宮内副会長：

【副会長あいさつ】

司会（四元課長）：

ありがとうございました。

5 諮問

司会（四元課長）：

会長、副会長が決まりましたので、ここで、梅田市長から、中村会長に、諮問を行いたいと思います。市長より諮問書をお渡ししますので、中村会長、前へお願いたします。

（市長が諮問書を朗読し、会長に手交）

司会（四元課長）：

ありがとうございました。

なお、誠に恐縮でございますが、このあと市長は公務がございますので、ここで退席させていただきますと存じます。

（市長退席）

司会（四元課長）：

それでは、この後の会議の進行につきましては、中村会長に議長をお願いたします。

す。

議事に入ります前に、席を準備いたしますので、暫時、休憩時間をいただきたいと思います。また、ただいま市長から会長にお渡しいたしました諮問書の写しを委員の皆様にご配布させていただきます。

(諮問書の写しを配布)

6 議題

司会（四元課長）：

それでは、準備が整いましたので、会長よろしくお願ひいたします。

中村会長：

それではしばらくの間、議事進行を務めさせていただきます。円滑に議事が進行いたしますよう皆様の特段のご協力をよろしくお願ひいたします。着座にて進行させていただきます。失礼いたします。

それでは、まず本日の議題に入る前に、資料の確認と会議の進め方等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（篠原係長）：

議題に入ります前に、本日の会議資料の確認をさせていただきますと存じます。まず本日配布した

・次第

あと事前にお渡しいたしました

- ・資料1 久喜市特別職報酬等審議会委員名簿
- ・資料2 久喜市特別職報酬等審議会条例及び事務次官通達
- ・資料3 令和元年度久喜市特別職報酬等審議会の経過について
- ・資料4 報酬等の改定の経過
- ・資料5 県内全市の市議会議員報酬月額及び市長等給料月額順位
- ・資料6-1～2 県内全市の市議会議員報酬月額・期末手当年額一覧（報酬・期末手当年額順）
- ・資料7-1～2 県内同規模団体・類似団体の市議会議員報酬月額・期末手当年額一覧（報酬・期末手当年額順）
- ・資料8 県内全市の市長等給料月額一覧（現行給料月額順）
- ・資料9 県内同規模団体・類似団体の市長等給料月額一覧（現行給料月額順）
- ・資料10 県内全市の市長等給与月額一覧（給与月額順）
- ・資料11 県内同規模団体・類似団体の市長等給与月額一覧（給与月額順）
- ・資料12-1～3 県内全市の市長等給与年額一覧（給与年額順）
- ・資料13 県内同規模団体・類似団体の市長等給与年額一覧（給与年額順）
- ・資料14-1～2 県内全市の主要財政指標
- ・参考資料1 久喜市審議会等の会議の公開に関する条例（抜粋）
- ・参考資料2 傍聴要領 となっております。

また、先ほどご用意させていただきました

・諮問書（写）

以上でございますが、不足等はございませんでしょうか。

（「大丈夫です」という声あり。）

事務局（篠原係長）：

それでは、次に、会議の進め方として、会議の公開等の手続につきまして、ご説明さ

せていただきます。「参考資料1 久喜市審議会等の会議の公開に関する条例」をご覧ください。

久喜市では、会議の公開等の取り決めとして、本条例に基づき会議を行っております。

まず、条例第3条により、会議は原則公開としております。

次に、条例第6条により、会議開催につきましては、市内の公共施設の市民参加コーナーやホームページ上でお知らせしております。

次に、第7条により、会議が非公開とされたとき以外は傍聴ができることとなっております。

次に、第9条により、会議録を作成することとしております。

会議録の作成方法につきましては、発言をそのまま記録する全文記録方式と、挨拶や添付資料を読み上げているに過ぎないような事務局の説明などを省略したり、発言の趣旨を変えずに「てにをは」や繰り返しの発言、複数の委員による同時双方向的な議論で整理しないとわかりにくい発言を調整して記録する、ほぼ全文記録方式がございました。

事務局といたしましては、「てにをは」や不用語などを調整しました、ほぼ全文記録方式が適当と考え、その方法により作成してまいりたいと思います。

また、公文書館閲覧室への配架や、ホームページでの公開を行うため、概ね1か月以内に作成し、市民の皆様にご覧いただけます。

また、会議録の確認及び署名の方法でございますが、会議録の確定にあたっては、従前は委員の皆様全員の確認を得た後、確認委員の署名をいただくこととされておりましたが、ほぼ全文記録方式の場合、委員の皆様全員の確認は必要ないこととされております。

つきましては、会議録（案）作成後は、会長及び指名された方の合計お二人に一任することで確定し、署名をいただきたく存じます。

次に、協議をお願いしたい事項といたしまして、委員名簿の公開でございます。

会議録の公開に合わせて、委員の名簿も公開することとなっておりますので、お手元にお配りしてある資料1の名簿のような形で、ホームページ等で公開したいと考えておりますので、ご了解をいただきたいと存じます。

また、ホームページ等での公開とは別に、委員の皆様のお名前、ご住所、電話番号を記しました公職者名簿を作成し、公表しております。この公職者名簿への掲載につきましても、併せてご了承をお願いいたします。なお、住所と電話番号につきましては、公開を希望されない場合は、後ほど事務局までお申し出くださいますよう、よろしくお願いいたします。

中村会長：

はい。ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。その内容を整理いたしますと、会議録はほぼ全文記録方式で作成すること。また会議録は事務局が作成後、確認を私ともう1人の委員の合計2名に一任をしていただいて、署名をもって確定することとございます。名簿につきましては資料1のような形でホームページ等で公開をすること、公職者名簿への掲載に当たっては、氏名、住所、電話番号を掲載すること。ただし、住所、電話番号については公開しないことも希望できることとございます。この点につきまして、ご意見やご質問等はございますか。よろしいですか。

（「なし」という声あり。）

中村会長：

ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。なお公職者名簿への住所、電話番号の掲載を希望しない方は、先ほど事務局からもお話がありましたとお

り、後ほど事務局まで申出をしてくださいますとのことでございます。
それでは今回の会議録の署名委員でございますが、私のほかにもう1人の委員の方の署名をとということです、本日全員出席となっておりますので、名簿順ということで、越智委員をお願いをしたいと思います。よろしいですか。

越智委員：

はい。（越智委員了承）

中村会長：

ありがとうございます。それでは越智委員よろしくお願いいたします。

（1）議題1 議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について

中村会長：

それではこれより、次第に基づきまして、本日の議題に入りたいと存じます。

議題の「（1）議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について」を議題といたします。初めに事務局から説明をお願いいたします。

事務局（篠原係長）：

《資料2から資料14まで順次説明》

資料2 久喜市特別職報酬等審議会条例及び事務次官通達について説明。

資料3 令和元年度久喜市特別職報酬等審議会の経過について説明。

令和元年度の答申は、当時の県内の同規模団体や類似団体の額と比較して概ね同程度や上位の水準であること、改定からの経過年数が3年半と短く、その間、社会情勢の劇的な変化も見られないこと、本市の財政状況は、楽観視はできないものの報酬等の額を直ちに引き下げなければならない状況であるとは考えられないことを総合的に勘案し、据え置きとすることが適当である旨の答申であることを説明。なお、附帯意見として平成27年度の答申と同様に「今後、議員報酬の額を改定する場合は、議員報酬総額を考慮して検討を行うことが適当である」と付記していることを説明。また、期末手当の額について、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給割合の合計月数と同様とし、人事院勧告に基づく国の給与改定に準じた一般職の期末手当及び勤勉手当の改定に併せて特別職の改定を行うことについて、今後も引き続き同様の取り扱いとすることが適当であること、人事院勧告に基づく国の給与改定に準じた改定とは異なる改定を行う場合は、必要に応じて審議会に諮ることが適当であることを付記していることを説明。現在、前回の審議会開催から4年が経過していることから、市議会議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料について、審議会のご意見をいただくものである旨を説明。

資料4 報酬等の改定の経過について説明。

資料5 県内全市の市議会議員報酬月額及び市長等給料月額順位について説明。

資料6の1 県内全市の市議会議員報酬月額・期末手当年額一覧（議員一人あたり年額順）について説明。

本市の特別職の期末手当の支給割合4.4月は一般職の期末・勤勉手当の支給割合に合わせていること。本年度については、人事院勧告において、一般職の期末・勤勉手当の支給割合について4.4月から4.5月に引上げが勧告されていること。市長をはじめとした特別職の支給割合については、例年、一般職の給与改定に併せて、一般行政職の期末・勤勉手当支給割合の月数と同様として支給をしていることを説明。

今回、この特別職の期末手当の取り扱いについても、審議会の直接的な審議事項ではないが、ご意見をいただきたい旨を説明。

資料6の2 県内全市の市議会議員報酬・期末手当年額一覧（議員全員の年間総額

順) について説明。

資料 7 の 1 県内同規模団体・類似団体の市議会議員報酬月額・期末手当年額一覧(議員一人あたり年額順) について説明。

資料 7 の 2 県内同規模団体・類似団体の市議会議員報酬月額・期末手当年額一覧(議員全員の年間総額順) について説明。

資料 8 県内全市の市長等給料月額一覧について説明。

資料 9 県内同規模団体・類似団体の市長等給料月額一覧について説明。

資料 10 県内全市の市長等給与月額一覧について説明。

県内全市の市長等給料月額と地域手当を出している団体の地域手当を合算した額の多い順から並べたものであり、地域手当とは、地域の民間賃金水準を公務員給与に適正に反映するよう、物価等も踏まえながら、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るために支給される手当であり、給料月額に支給割合を掛けたもので、支給割合については、各団体で定めていることを説明。

資料 11 県内同規模団体・類似団体の市長等給与月額一覧について説明。

資料 12-1~12-3 県内全市の市長等給与年額一覧について説明。

資料 13 県内同規模団体・類似団体の市長等給与年額一覧について説明。

資料 14-1~2 県内全市の主要財政指標について説明。

中村会長：

ただいま事務局から、資料を元に説明をいただきました。最終的にはこの審議会として答申を出していくわけでございます。まずここで事務局に再度確認をしたいと思いますが、この審議会は全部で何回を予定しておりますか。

事務局(篠原係長)：

現時点では、今回を含めて3回で答申を取りまとめていただければと考えております。審議の状況によっては、必要に応じて回数を増やすということも可能でございますが、まずは3回を目途として取りまとめていただきたく存じます。

中村会長：

今事務局から、答申は3回で取りまとめて欲しいとのことでございます。そうしますと、今資料2から14までということで、かなり膨大な量の説明をいただいたわけでございます。事務局から届いて細かく見ていない状況もあるかもしれないのですが、ただいま事務局から説明があったところでございますので、今後、本日の会議の中で、議員報酬と市長等の給料を改定するか、必要があるかどうか、また他市の状況を踏まえて審議して、次回の第2回会議で、答申の方向性をどのような形がいいかということを決定的にしていきたいと考えております。今日1回目で説明を受けてここでどうこうというのはすぐには難しい状況だと思います。事務局から3回ということでお話がありましたので、この後、現時点での委員の皆さんのご意見等も頂戴する時間を少し取りたいと思っておりますが、まずは次回の会議で答申の方向性を決定的にしていきたいというふうに本日は考えております。そのように進めてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり。)

中村会長：

ありがとうございます。

また事務局の説明の中と市長のご挨拶の中でも、特別職の期末手当の支給割合等についても私たち委員の意見を聞きたいというようなことでもございました。改めてここでまた事務局に確認ですが、具体的に決定する必要がある事項について整理をした内容を説明していただければと思います。

事務局（四元課長）：

本日の審議会でご審議いただく事項でございますけれども、まずは、議員報酬及び市長等の給料の改定をするか、しないかということをご審議いただきたいと考えております。

また、期末手当の支給割合等の取扱いについて先ほどお話をさせていただきましたが、答申の中に、附帯意見として盛り込んでいただければと考えておりますので、その取り扱いの妥当性についても、ご審議をいただきたいと考えております。

中村会長：

今事務局から説明があったとおり、大きく2点について説明を受けて、今後ご意見や、質問またご感想等も委員の皆さんから伺いたいと思っております。

まず、繰り返しになりますが、1点目が議員報酬及び市長等の給料の額の改定が必要かどうかです。

次に2点目が期末手当の支給割合等の取扱いについてです。

初めに、現行の議員報酬と、市長等の給料の額について、皆様から現時点での意見等をお伺いしたいと思っております。今説明のあった資料は、内容も多くありますので、委員の皆さんもあっちを見たりこっちを見たりということでもちょっと大変な状況だったかもしれないのですが、ただいま事務局の説明を踏まえまして、委員お1人ずつ忌憚のない現時点のご意見を頂戴できればありがたいなと思っております。それでは名簿順で大変申し訳ございませんが、越智委員から順番にお願いしたいと思います。

越智委員：

はい。まず、特別職は定期昇給とかがないので、物価、CPIですよね、消費者物価指数とかコアコアCPIって総務省から出していますけど、それに比べて絶対額が固定されているため、実質的に減少していますよっていうのが、まず実態としてあると思っています。今回事務局からお示しいただいた資料だと、実際の金額がどのように改定されたかは言及されているのですが、その背景にある、我が国の指数、CPIとか他の指数があると思えますけど、そういったところと比較したときにこれが妥当なのかどうかっていうのはちょっとわからなかったんで、今時点だとこれが高いとも言えないし、安いとも言えないなっていうのが、率直な意見としてあります。あと主要財政指標、最後の方に係長からご説明いただいたと思っておりますけれども、これも直近の値ですかね、ラスパイレスは令和4年って話で他は令和3年ですというところだったのですが、これも推移がちょっと見えないので単年で見るとこうなのだろうっていうのは理解したのですが、久喜市が過去5年だったり、10年だったりに渡って、どういった推移をしてきて今こういう状況ですよっていうのがわかると。個人的には特別職の報酬上げたほうがいいのではないかなとは考えているのですが、それを説得する材料みたいな、今の資料だとちょっと読み解けないです。事務局に資料作っていただくことが可能なのは存じ上げないのですが、私からのコメントとしては以上です。

中村会長：

ありがとうございます。越智委員さんから過去の推移を踏まえた内容も知りたいというようなお話ですが、事務局はいかがですか。

事務局（四元課長）：

今委員さんのご指摘の財政指標に関して過去5年から10年ということでございますが、こちらは実績が出ておりますので、次回の会議までにお示しをすることは可能でございます。また、現在、私の方で把握をしている数字といたしましては、経常収支比率については財政構造の弾力性を測定する指標でございますが、過去5年としますと、平成30年から1年ごとに、平成30年が93.0、令和元年が93.1、令和2年が89.5、令和3年が83.6、そして令和4年が90.8という数字となっております。

す。なお、令和2年、令和3年で89.5から83.6とぐっと下がっておりますけれども、こちらについては、市役所が借金をする一つのメニューとして、臨時財政対策債というものがございます、その臨時財政対策債の発行可能額が追加されたこと等が原因となっております。また、実質公債費比率につきましても、手元に資料がございます。平成30年は6.5、令和元年が6.1、令和2年が5.7、令和3年が5.1、そして令和4年が4.3という推移となっております。これ以外にも財政指標は色々な角度からいろんな指標がございます、一概にこの一つを切り取って、財政状況が良いだろう、悪いだろうというのは、一つの指標だけでは判断ができませんので、他に出来るものがあれば、資料を作成させていただきたいと思っております。

中村会長：

ありがとうございます。それでは次回に向けて、様々な指標で、過去5年間の出せるものには、ご用意いただくということで、越智委員さんよろしいですか。

越智委員：

はい。お願いします。

中村会長：

続きまして柏浦委員さんお願いいたします。

柏浦委員：

資料の5を見て気が付いた部分ですが、議員報酬、市長、副市長の給料が掲載されております。40市の中で、10位から15位の中に収まっている。他市との比較という部分でいうと、かなり上位にあるというのが、気付いた1点目です。それと市町村別で見ると、人口の規模あるいは財政規模において、久喜市よりも上位である熊谷市と上尾市について、例えば熊谷市の市長の給料が18番目であり、上尾市が27番目です。人口規模、財政規模でいうと久喜よりもはるかに大きい自治体です。それに比べて、市長の給料でいうと、そこよりも上位にあるということが、良い悪いは別にして気付いた点です。まずはそんなところです。

中村会長：

ありがとうございます。次に桐ヶ谷委員さんお願いします。

桐ヶ谷委員：

はい。幾つか教えていただきたいのですが前回の答申にあった「総額を考慮する」という文言があるのですが、この総額を考慮するっていう意味はどういうことですか。前回の答申の中の附帯意見(1)の3行目です。

中村会長：

事務局お願いします。

事務局(四元課長)：

はい。市長、副市長、教育長については、各1人ずつでございますが、議員となりますと、現時点ですと、実際は26名ですが、定数としては27名になっております。27人と複数人いますので、例えば議員さん一人に40万円支出していれば、その40万円×27人の数字が市としては支払う総額になります。この総額で、市の財政事情も考慮しながら、議員の報酬月額を決めていくべきではないのかと、そういった議論でございました。ただし、一つご理解いただきたいのが、例えば定数が27人から30人になったり、27人から25人になることで、総額は変わりますが、この審議会の審議事項は、定数をどうすべきだということは、審議事項には入っていないということも前

回の審議会では委員の皆様にはご理解をいただいたところです。

桐ヶ谷委員：

難しい話なのでよく整理していきたいと思います。あと幾つかあるのですが、資料4の前の改定ですけれども、平成27年度答申で平成28年4月1日に改定したものです。これは答申では改定しなさいという答申だったのですが、この改定率は誰がどうやって決めるのですか。

中村会長：

事務局お願いします。

事務局（四元課長）：

この審議会で、これぐらいの額引き上げたらいいですよという答申をいただきまして、最終的に決定する議会に月額幾らという一部改正条例案を出すのは、執行部側、市として判断するということになります。

桐ヶ谷委員：

自分の給料を自分で決めるっていう話ですね。わかりました。この表を見ますと昨今のOECDの給料の状況とか、ラスパイレスとの数字も関係しているのですが、一般職の方は、平成22年、2010年から令和5年、2023年までで、1%ぐらいしか全体で給料が上がってないのではないかと思うのですが、特別職は、平成2年、1990年からの数字から考えると、市長の給与は123%になっています。これ、行政職かわいそうですね。働いている方の給料上げるっていう昨今において、一般職の給与改定は、日本の給与の上が増えてない状況を如実に表していて、一方で、特別職の給料は何だかわかりませんが、アメリカとかイギリスの給料みたいに40%とか、副議長、議長は140%、147%上がっているという状況です。これはそういう理解として正しいのかどうか教えていただきたいです。それと、資料7の1で、委員長報酬月額が類似団体平均28万9,000円とあるのですが、これ類似団体が3ですが、新座市は、委員長報酬月額が入ってないので、これ上尾と久喜を足して3で割っている数字になっているのですが正しいのでしょうか。

中村会長：

事務局は確認取れますか。

事務局（四元課長）：

委員さんからのご質問は、大きく2点だと思います。

まず一般職と特別職での給料の上げ幅が違うことについてということでございます。人事課としての見解となつてはしましますが、特別職につきましては、同じ給料という科目で支出をしておりますけれども、特別職の職務の特殊性というのは、一般職とは違うものがあると考えております。特別職の額については、その職責だったり、また、他団体の特別職の金額とのバランスであったり、また先ほども他の委員さんからもご指摘がありました、物価指数の動向等を総合的に勘案して、現在の額が妥当であると考えているものだと考えています。

2点目ですが、資料の7-1です。現行の委員長報酬月額、委員さんご指摘のように新座市については、数字がない状態ですので、2団体としての平均ということだと、43万3,500円ということになります。訂正してお詫びさせていただきたいと思っております。

桐ヶ谷委員：

ありがとうございます。初めてなので色々教えていただきたいのですが、もう2、3

あります。今回4年ぶりの審議会ということです。資料7の1の一番右側に各市の現行報酬額の適用年月日というのがあります。これは審議会をやった結果、変わったというように読めるのかなと思います。平成17年とか平成7年という改定年月日の市もあるようでして、これはこんなに長く審議会を開いてない、あるいはこの特別職の給料の改定がなされていないというふうに読むのでしょうか。

中村会長：

事務局の説明をお願いします。

事務局（四元課長）：

他市の動向でございます。審議会につきましては、毎年開催している団体もあれば、そうでない団体もございます。久喜市も最近では4年に1回のペースというところがございます。例えばですけれども毎年開催している市、県内の40市の中でどれぐらいあるかといいたしますと、毎年開催しているのが40市中6市です。また、令和4年度、昨年度、40市中で開催があったのは、10市となっております。実際にしばらくやっていないところもあれば、毎年やっているところもあるというところがございます。

桐ヶ谷委員：

ありがとうございました。もう一つ、資料12-1ですけど、市長の通勤手当とは何かという素朴な疑問です。市長は車が迎えに来て車で帰るというようなイメージを持っているのですが、また40市中17市は、手当を支給しているけども他の市は手当支給してないとなっております。この辺の差、当市の通勤手当の内容等を教えていただきたい。

中村会長：

事務局をお願いします。

事務局（四元課長）：

通勤手当につきましては、地方自治法上支給することができることになっております。ただし、通勤手当は、実際の通勤について費用弁償、実費弁償といった考えに基づいて支給されます。支給はできるけれども、梅田市長は送迎がされているので、そういった場合は、実質上は出していないというような理解をしていただければと思っております。

桐ヶ谷委員：

ここは手当を消しても良いですか。出ていないのにいらぬですよ。そうじゃないのですか。

事務局（四元課長）：

ここの表記ですが、例えばですが、副市長もこの通勤手当の対象となりまして、副市長の居住先に応じて、支給がされます。過去に、副市長に通勤手当を支給している実績もございますので、通勤手当ありとさせていただいております。

桐ヶ谷委員：

わかりました。細かいことをお聞きしましてありがとうございました。以上です。

中村会長：

この通勤手当は条例に明記されているのですよね。自治法上の話と各市の条例の中で盛り込んでいる、あるいは盛り込んでいないというような部分の違いもこの表の中には出ているのかなと思います。細かいところありがとうございます。続きまして河野委

員さんお願いいたします。

河野委員：

私は1点だけですね。先ほど越智委員からもお話があったとおり、久喜市の財政が、どういうふうに関全に推移してきたのかってところの諸比率をもう少しいただきたいなど。昨今の物価高騰等を受けて、頑張って財政が良くなっている中では、改定はありだろうと思いますし、久喜の財政がどれだけ健全で余力を持っているか、その推移が上方トレンドで来ているのか、下方トレンドで来ているのかというのを少し参考にさせていただきながら、判断軸を持っていきたいなというふうに思っていますので、そういったヒントというか、判断する色々な財政情報を推移で見せていただくとありがたいなというふうに思っています。以上でございます。

中村会長：

ありがとうございます。それでは先ほど越智委員さんからもお話あったような形で財政担当部門の方と確認をした上で、次回で指標を出せるものはお願いできればと思います。続きまして後藤委員さんお願いいたします。

後藤委員：

私は前回、審議会に参加しておりましたが、4年経つと忘れることが多いのですが、まず、資料6-1を見ていただいて、現行報酬額の適用年月日について、先ほども出ましたが、ほとんど改定されてない。平成7年や平成6年からそのままの市が結構あるんですね。私は思うのですが、今は私たち消費者にとったら、物価が高い。電気代が高くなっているほか、ガソリン代も180円幾らとか、本当に市民生活にとったら大変な時代が来たと思うのです。確かに特別職の方も一生懸命やっていただけの方ですけども、私はこの特別職の方は現行維持で。一般の職員の方の給料は、びっくりしました。資料14-2を見たときに、何か一番下のような。ただ国家公務員と比べると埼玉県っていうのは100%以上の給料もらっている市があるんですね。国家公務員と地方公務員って、私の先入観ですけど、もっと差があるのかなと思っていたのです。そしたらこの数字を見せていただいたときに、越谷なんか103.3%で、久喜市が97%で、この97%が私は普通ぐらいだと思っていたのですが、皆さんどう思いますか。それでもこの40位ですよ。一般職の方がかわいそうかな。主婦の感覚で言えばね。でもただ今、民間の企業で、国では給料上げなさいって言いながらもなかなか企業としては上げられないでいるのが現状みたいですよ。ですから今の若い夫婦を見ますと、ほとんど共稼ぎで子どもを育てて家を買って、そういう中で、特別職の方だけが、これだけの報酬をいただいているっていうのは、一般市民から見たら、もうこれ以上上げなくても、この現状維持は続けられればと私は思っております。よろしく申し上げます。

中村会長：

後藤委員さん、様々な視点からご意見ということでありがとうございます。続きまして小林委員さんお願いいたします。

小林委員：

今日の審議会は、現行の給与が妥当なのか、あるいはそうじゃないのかというところが最終着地点になると理解しているのです。まず妥当であれば現状維持。妥当でなかったら上げるのか下げるかっていうふうな意味だと思うのです。今日いただきました資料の中で主要財政指数というのをいただきました。その中でやはり一番気になったのが、私も事業も経営していますので、市の借金がどうなっているのかっていうのをちょっと調べてみました。そうしましたら、久喜市は国のデータによりますと、久喜市は2009年が一番多かったですかね。それ以降毎年、今年まで、比率が下がっているんですね。ということは、特別職あるいは職員の方も一生懸命やっていた成果に

より年々比率が下がっているということに繋がっていると考えますと、下げるっていう要素はないと思います。残りは現状維持か、あるいは上げるかということだと思います。そういった面では、他の委員さんからもありましたが、最終的には数字で判断するところだと思いますので、指標の資料をもう少し出していただくと、判断する良い材料になるのかなと思っておりますので、次の会議の時に見せていただければありがたいなと思います。以上です。

中村会長：

ありがとうございました。続きまして田村委員さんお願いいたします。

田村委員：

はい。私はこの資料5を見ていて、やはりどうしても人口が多いところは、やはり上位の方にあるなど。久喜市も11番目の人口というところで、横に見ていくと平均的なところではあるのですが、前回の審議会で、妥当だという判断をしてから人口の増減、どれぐらい人口が増えたり減ったりっていうところを知る資料もいただけたら、判断基準にはなるのかなど。人口が多ければやはり負担等も大きいのかなと思いますので。

中村会長：

ありがとうございます。今田村委員さんからは人口動態、人口の動きについて資料をというふうなお話がありました。いろんな視点からご検討いただくには必要なものというふうに考えられますので、他の委員の皆さんにも資料としてご準備いただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。続きまして堀井さんお願いいたします。

堀井委員：

資料がたくさんあってなかなか読み解くには難しいなと思ったのが第一でございます。ただ色々な資料を見ますと、元になっているのが人口ってところが最初に来るわけですね。そうすると、僕も初めてこの資料を見たときに、例えば久喜市の人口が40市中11位だとすると、それぞれ議長の方は11位のところから、人口に対してどうなのかなっていうことで見てしまうようなところがありました。一般職ではなくて、特別職ですから、会社の社長と同じように成果に応じて給与とか報酬が決まってくるのではないかなと思いました。例えば市長だったら、人口が最初に来るってことは人口が非常に大きなウェイトを占めているわけですから、市として、人口がこれから増えていくのか、減っていくのか、そして増えていくようにするためにはどういうことをやっているのか、そして増えていくような方策ができているのであれば上げていくべきだろうと思うし、下がっていくようであれば、どういうふうにした方がいいのかなど、それから議員についても、市の運営を監督したりしていくわけです。そして、それに応じて法令を作っていくわけですから、市が発展していくような議会運営をしていければ、上げていくべきだろうし、例えばここにもっと小さな市でもですね、住みたいまちランキングが一位であったりとか、そういうような市もあるわけです。久喜市っていうのは、鉄道も、JRも通っていますし、東武線も通っていますし、非常に交通の便もよく、東京からの連絡も良いわけです。これから発展すると思って僕は今、久喜市の市民になっているわけなので、ぜひ市長や副市長、議会の皆さん、それから教育に関係する教育長に頑張ってもらいたいなと思います。まだ資料をよく読み込めてないので、ちょっとした意見になりますが、以上でございます。

中村会長：

ありがとうございます。非常に貴重なご意見かと思えます。それでは宮内副会長さん、よろしいですか。

宮内副会長：

はい。皆さんから色々な意見が出ましたのでそれは省きますけど、やっぱり財政の中で示す割合っていうのが図表等でわかるともうちょっと。それから前回、議員さんの報酬で大分もめたと思うのですが。議員さんの報酬の総額、全体の人数を掛けた総支出について、確か附帯事項で議員定数を削減してOKが出たような記憶があったのですが、ずっとそのままかと。自然減で今減っていますよね。でもこの間、議員定数は全然いじられてなかったですよ。附帯事項で条件付けてアンダーラインが引いてあったような記憶が私の中にあるのですが。この会議では議員の定数をいじることはできない。だからそちらへ預けたのです。そういう附帯事項があったような気がしたのですが、それはされなくて、了解した部分だけが動いていったのかどうかその辺ちょっと知りたかったのですが。前回の委員さんたちでもそのことは常に何かいろいろ見てきて皆さん気にされていたのです。自然減で今に減っているだけであって、きちんと修正した記憶が私たちにはなかったもので、その辺わかったら教えていただきたいです。

中村会長：

前回の状況をわかる範囲で結構ですが、ご説明していただけますか。

事務局（四元課長）：

はい。議員報酬の総額の関係でございますが、先ほどお話をしましたとおり、審議事項としては、この特別職報酬等審議会では扱えないと。執行部側として、議員定数について何か話があったのかどうかというところは、現時点では、特に情報は入ってきていないところでございます。

中村会長：

ありがとうございます。今宮内副会長さんも過去に参加いただいた審議の中で、ご記憶があるということで、やはりその辺の総額というのが、審議の中の議論になったところだったと思います。最終的には今資料として提出していただいています答申書が確定の内容となっておりますので、当時の委員さんの総意の元、これで答申ということで、案を作って皆さんにご了解を得たというような記憶があるところです。事務局でも話があったような人数については、なかなかこの審議会では触れられない部分がありまして、数字からすると、先ほど桐ヶ谷委員さんからもあった総額っていうようなことでもお話があったので、その部分について、色々各委員さんが思うところがあるのかなと思います。これについては、そこまで立ち入れる審議会ではないということで、事務局から先ほど説明があった内容でよろしいですか。

宮内副会長：

はい。

中村会長：

ありがとうございます。特別職の額について、ただいま委員の皆さんから、本当に膨大な資料の中から現時点でのご意見いただきましてありがとうございます。事務局にお願いですが、財政又は人口といった色々な視点から今回の審議会で検討したいということです。熱心な委員さんからのご要望ですので、ぜひ他の部と調整していただきながら、可能なものについては、準備いただけるようであれば、2回目の会議に向けて送っていただきたいと思っております。

それでは額について、現時点での委員の皆さんの貴重なご意見いただきましてありがとうございます。続きまして、特別職の期末手当の支給割合についてですが、こちらについては、委員の皆さん全員にまたお聞きするのではなく、この時点での確認、又は第2回に向けて必要な、何か欲しいものがあるよというようなことがあれば、挙手をして

いただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい。越智委員さん、どうぞ。

越智委員：

私は一般行政職の人事院勧告の値とそろえればいいかなとはシンプル思っています。本当は目標に対して、その達成率で変動するっていうK P Iがあっただけかと思えますけど、それは選挙で判断すればいい話なので、一緒にいいかなと思っています。さいたま市とか川口市とかは別の割合が示されてたりはしますけど、久喜市はもうずっと昔から。この一般行政職の人事院勧告の値と同じ割合を、特別職の期末手当の割合に準用しているっていう理解でよろしいですかね。

中村会長：

事務局お願いいたします。

事務局（四元課長）：

久喜市につきましては一般職の期末手当プラス勤勉手当の月数に準拠するという事は、これまでずっと同じ考え方でやっております。また、さいたま市だったり、期末手当の月数が少ないところについては、加算率が久喜市よりも大きい加算率を掛けて、実際にはもう少しもらっているっていうようなところもあったりします。支給月数だけで見るとさいたま市だったり、3.30という数字が出ておりますけれども。加算率の適用の違いがあるというところをご了解いただければと思います。

越智委員：

ありがとうございます。さいたま市は例としてあまり良くなかったですね。川口とか、新座とかを言った方がよろしかったかもしれませんが、久喜市においては一般職と同じ値をずっと使っていることで承知いたしました。

中村会長：

はい、ありがとうございます。他の委員さん、こちらの期末手当の支給割合等について現時点で確認なりご意見等がありましたらお願いいたします。

審議会の直接の審議事項ではないということですが答申に附帯意見として盛り込んで欲しいというようなことでしたので、ただいま出た意見を基に、また次回の会議の中で、附帯意見の内容等について固めていければと考えております。委員の皆さんにおかれましては、非常に細かな貴重なご意見ありがとうございました。お手元に配布された本当に膨大な資料の細かい部分を、色々な視点から見ていただいておりますが、先ほど事務局から資料の2から14まで、ずっと説明がありましたので、そちらの説明も参考にさせていただきまして、次回の会議までに、答申の方向性につきまして、各委員さんでご検討をして、第2回に臨んでいただければなと思っています。よろしくお願いいたします。

後藤委員：

ひとつよろしいでしょうか。

中村会長：

はい、どうぞ。後藤委員さん。

後藤委員：

先ほど行政側からの説明で、この期末手当が4.5になるとお聞きしたのですが。人事院勧告で。そうしますと、特別職も4.5になるといいますか。ということは、必然的に給料は上がるっていう形になりますよね。どうでしょう。

中村会長：

資料４の説明の中での令和５年度の部分ですかね。事務局、どうでしょうか・

事務局（四元課長）：

令和５年度は国の人事院勧告に基づきますと０．１月分、期末・勤勉手当の支給割合が上がるということになりまして、現状のこれまでの考え方ですと、一般職、我々の職員が０．１月分上がるので、特別職についても同じように０．１月分増えますよということになります。ただ、市長、副市長、教育長の給料月額、また議員さんの報酬月額についてはそれに伴って連動して引き上がるということではなく、あくまでも月額は変わらず、期末手当の支給割合の月数だけが０．１月分増えるという形になります。

中村会長：

前回の答申書、資料の３の中の４ページの（２）のところの特別職の期末手当についてという部分ですかね。額ではなく支給月、割合が連動してくるということです。今までも人事院勧告で月数がアップすると、額は変わらずに、割合が上がってきたというようなやり方をずっと久喜市はとっているということが現状のようです。これについても今回ご意見をいただきたいということです。次回に向けてまたご意見等賜ればと思っております。よろしいですか。他の委員さんよろしいですか。ありがとうございます。

また資料を見ていただいて、第２回に向けてわからないっていうのがありましたら確認等をいただき、忌憚のないご意見をいただいてですね、しっかりと納得した上で答申の案を皆さんと議論していければありがたいなと思っております。ここの場に限らず何かまたありましたら事務局に確認をしていただいて、第２回に臨んでいただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは議題の（１）については一旦ここで閉めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

（２）議題２ その他

中村会長：

はい。ありがとうございます。それでは続きまして議題の（２）のその他について、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

（発言する者なし）

中村会長：

よろしいですか。はい。それでは事務局の方からは何かありますか。

事務局（篠原係長）：

それでは、今後の予定等についてご説明申し上げます。次回の審議会の開催予定でございます。次回の会議の予定で開催でございますが、１０月２４日、火曜日、午前１０時から、会場は今回と同様、こちらの市役所４階大会議室にて開催させていただきたいと存じます。

また第３回につきましては、１１月１０日、金曜日、午前１０時から、会場は今回と同様に、こちらの市役所４階大会議室にて開催させていただきたいと存じます。なお、次回の会議では、答申の方向性についてご決定させていただきたいと存じます。

続きまして、本日の会議録の関係ですけれども、ほぼ全文記録方式で作成後、今

回の署名委員であります中村会長と、越智委員さんへと一任という形で確定とさせていただきますと存じます。よろしくお願いいたします。

中村会長：

ありがとうございました。事務局の方からその他ということで、第2回、第3回の会議の日程について、ご連絡ありました。委員の皆様大変お忙しいと思いますので、事前にこういった形で連絡いただくと非常にありがたいところですが、第2回が10月24日、火曜日、午前10時から、第3回が11月10日、金曜日、午前10時からということで、いずれもこの会場ということですので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題は終了になりますが、何か言い忘れていること、確認漏れがありましたら、よろしいですか。

(意見等なし)

中村会長：

ありがとうございます。無いようでしたら以上で本日の議題は終了いたします。今回、10人の特報審の委員ということで、これも何かのご縁ですので、次回以降も熱心な議論をお願いしたいと思います。本日はご協力ありがとうございました。進行を事務局に戻したいと思います。

7 閉会

司会（四元課長）

中村会長ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、大変お疲れ様でございました。長時間にわたりご審議をいただきましてありがとうございます。以上をもちまして、令和5年度第1回久喜市特別職報酬等審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。(注)

令和5年10月24日

中村 貴子

越智 優作

(注) 特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。